

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援してまいります。

取組内容としては、次の通りです。

- 1 新治中部地区「①防犯・防災に強い、安心できるまちにしたい②次世代につながるまちにしたい」三保地区「①地域でのつながりを大切にし、活動を活発にしたい②落ち着いて活動できる活動拠点を増やしたい③地域が団結して、防災力を高めたい」などそれぞれの地区別計画を目標に地域が活性化しいつまでも安心して暮らせる町になるように尽力いたします。
- 2 当地域ケアプラザは三保地区からは少し距離がある位置にありますが、緑区の中心地区に存在します。区役所、消防署、警察署、基幹相談支援センターや緑区社会福祉協議会、銀行、郵便局等もエリア内にあり、JR 中山駅、市営地下鉄グリーンライン中山駅近くでもあるため、東急ストアや京セラなどの民間の大きな施設も存在しています。公的な機関は勿論、地域の民間企業とも連携をもちたいと横浜銀行員向けの認知症サポーター養成講座の開催や京セラ主催のお祭りに参加をすることで関係づくりを積極的に行っていきます。地域ケアプラザのある4階建ての建物（ハーモニーみどり）には、中山地区センター、緑区老人クラブ連合会、シルバー人材センター緑事務所、中山福祉機器支援センター、緑区社会福祉協議会などがあり、合築施設であるメリットを活かし館内での連携をとっていきます。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。地域ケアプラザから遠い地域での出張相談や年間3,000件を超える相談には日々真摯に向かい合い、迅速かつ的確・丁寧に対応しています。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス（サロンや食事会等）の情報を収集し、高齢者に限らず、子育て・障害者の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。
- 5 医療と介護の連携として、介護サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め、支援が行き届くようにします。緑区では、「在宅ケアみどりネットワーク」という組織があり、緑区医師会や区役所、地域包括支援センターや介護サービス事業者で地域の福祉人材育成の研修を企画していきます。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために必要と考える関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

中山地域ケアプラザは、JR横浜線、横浜市営地下鉄グリーンラインの中山駅をはさんで区役所とは反対側の中山駅北口から徒歩約7分のところにあります。地域包括支援センターとしてのエリアは新治中部地区、三保地区の2地区を担当しており、地域活動交流事業では、山下地区を加えた3地区を担当しています。なお山下地区は、令和3年に開所予定の地域ケアプラザの担当エリアとなる予定でありその後は開所した地域ケアプラザと連携をとっていきます。

#### (1) 新治中部地区

駅周辺の商業施設が密集した地域と住宅地域があり、緑区内で最も人口の多い地区のひとつです。付近には、恩田川や四季の森公園・長坂谷公園等があり、身近に緑豊かな環境があります。新しいマンションや一戸建ての住宅がここ5年ぐらいで毎年増えています。また、住宅が密集し道幅が狭い場所や起伏が大きい場所も多くあります。

#### (2) 三保地区

面積が広く、南側には三保市民の森等、森林や農地がまだ多く残されており、自然多き緑豊かな環境です。土地があるため、特別養護老人ホーム等の福祉施設も多数設置されています。北側には住宅地と団地、公営住宅が混在しています。開発が続いており、若い世帯の転入も多く、子育て世代の住人が増えています。

#### (3) 山下地区

中山地域ケアプラザの北側に位置し、恩田川と鶴見川に挟まれて東西に長く、地区の中心に尾根があります。そのため山、坂が多い地区です。特別養護老人ホームなどの福祉施設も多くあります。「市街化調整区域」が多い田園地帯で、専業農家もあり、果樹園などの地域産業も盛んに行われています。青砥町のあたりは、大型マンションが建ち、人口が増えています。

高齢化率はそれぞれ新治中部地区21%、三保地区20%、山下地区25%です。5年前に比較するとそれぞれ2%増加していますが、緑区全体の高齢化率23%に比較すると低くなっています。但し、山下地区は緑区の平均以上となっています。

### 2 地域の魅力

緑区はまだ緑の多い地域であり、森や散策ができる遺産などが散在しています。県立四季の森公園、三保市民の森などは、四季折々の花や生き物、里山の風景を楽しむことができ、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる公園がたくさんあります。このような自然豊かな環境だからこそ、子育て世代の転入者も多くあります。まだまだ田園風景も広がり、野菜や果物の栽培が盛んです。地元で採れた野菜を使った料理を振る舞うレストラン等が多いのも魅力です。

### 3 地域の課題

- (1) 緑区全体に言えることですが、新治中部地区、三保地区、山下地区のいずれもおしなべて起伏が大きい地形のため、階段の途中に住宅がある場所や、道幅が狭く緊急車両が入れない場所もあり、災害に対して住民の多くが危機感を抱いています。また空き家が増えている場所もあり、防犯上の課題にもなっています。
- (2) 地域活動は盛んですが、担い手の高齢化が問題になっており、次期担い手を見つけることが課題です。若い世代の転入者が増えている一方で新規の自治会町内会の加入者が年々減っており、従来の住民との交流が少ないことも課題です。
- (3) 起伏の大きい地形や交通手段の少ない地域があり、高齢者の社会参加の減少に影響していると思われます。地域ケアプラザが担当エリアの端に位置することから公共交通機関での来所がしにくい地域もあり活動場所の確保が課題です。
- (4) 高齢化率が年々高くなっていることに加え、高齢者の単身世帯や夫婦または親子のみの世帯が増加し、「孤独死」「老老介護」「8050問題」など様々な社会問題も発生しています。介護予防や認知症予防の早期の相談支援や生活困窮者支援制度、成年後見制度の利用促進などが急務となっています。成年後見制度の利用相談は毎年増えています。
- (5) 近年、温暖化の影響からか台風の大規模化など災害への備えがますます必要になってきています。災害対策は各地域での喫緊の課題となっています。

### 4 具体的な取組

#### (1) 地域団体との連携

- ア 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、緑区老人クラブ連合会、保健活動推進員など既存の地域の組織とボランティア団体などが共に連携して、相互理解を図り、情報を共有することにより、誰もが安心して暮らし続けられる町づくりを進めていきます。例えば地区社会福祉協議会や民生委員児童委員等で行っている各地区の食事会やサロンに地域包括支援センター職員（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という）が出向いて嚙下体操や防犯（詐欺被害への注意喚起等）を行ったり、保健活動推進委員と協働で介護予防や認知症予防の一環として健康体操の講座を地域の会館で実施しています。
- イ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、民生委員児童委員、緑区社会福祉協議会、区役所との協働で実施している地域ケア会議などを活用して、地域課題の把握と検討を継続していきます。また、地域の課題は、地域住民とともに共有し課題解決に向けて取り組んでいきます。平成30年度には、相談の中で精神障害者のいる家族の支援が必要なケースが多く見られたことから、その事例をもとに精神障害について地域ケア会議で取り上げました。
- ウ 中山地域ケアプラザの担当地区は、緑区内でも人口が多く、高齢者人口も比例して多くなっています。またマンションや戸建て住宅が次々に建設され、年少人口と共に子育て人口も増加を続けています。地域団体との協働により、子育てから高齢者まで各世代別の支援

とともに、高齢者と子どもがペアになって作業所に納品する作品を製作する「工作ボランティア」など世代を超えた交流活動の活性化に努めています。今後も地域の方々の支援につながる講座等の企画を工夫してまいります。

## (2) 総合相談・支援事業の充実

- ア 地域との関係を強化し、よりきめ細やかな実態把握に努めます。地域において支援を必要とする方々の情報を把握し、迅速に対応することで、適切な支援に繋がります。また、介護保険等の公的制度だけでは解決できない課題に対しては地域に合ったインフォーマルサービスの整備に取り組んでいます。例えば生活支援コーディネーターと協力して横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の地域への理解やケアマネジャーへの紹介を通して、利用の推進などを行っています。
- イ 地域ケアプラザの立地や地区の周辺状況から、地域の方々が地域ケアプラザに来所しにくい現状があるため、特に三保地区においては積極的に職員が相談に出向くようにしています。また新しくできた地域の居場所（さんさんルーム1，2号館）を利用して事業を出向いて行う計画を立て実施しています。その中で相談が必要な方の情報を把握するように努めています。今後の運用については地域主体で行いますが、地域ケアプラザとしてもできることは、サポートしていきます。防犯や防災のためにも居場所利用をきっかけにまずは顔の見える関係づくりが大切と考えています。

## (3) 防災の町づくり

- ア 「みどりのわ・ささえ愛プラン（地域福祉保健計画）」の取組を通して地域の防災に協力していきます。また、自治会町内会主催の防災訓練等に積極的に参加しそれぞれの地域の状況把握に努め、地域との協力体制をより強化していきます。
- イ 地域ケアプラザは災害時の福祉避難場所として、区と協定を結んでいます。そこで法人として全体で事業継続計画（BCP）を策定しており、大規模災害発生時も可能な限り対応していきます。所長、近隣在住の職員は、災害発生後できる限り早く地域ケアプラザに本社、福祉避難所の開設準備を緑区役所と調整しながら行います。所長不在でも本社に本社職員で対応できるように訓練をしています。
- ウ 近隣地区の施設で行っている災害時福祉施設回覧版にも参加すべく毎年の訓練も一緒に取り組んでいます。
- エ 中山地域ケアプラザは浸水想定区域になっており、火災発生時の消防計画とは別に浸水時の避難計画も策定しています。普段から地域ケアプラザ内にハザードマップを掲示したり、避難計画を誰でも閲覧できる場所に設置したりする等、避難の仕方を一般の方にも周知しています。また、デイサービスのお客様がいらっしゃる時間に災害が発生した場合には、帰宅の優先順位をつけ、ご家族と連絡を取り合いながら安全第一で自宅への送迎または地域ケアプラザで待機していただくようにします。台風の際などは早めに近くの川の氾濫水域到達情報を確認し、垂直避難を建物内で行います。毎年2回行っている避難訓練時に実際にデイサービスのお客様の避難を当合築施設の他の法人の職員にも協力してもらい実施します。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### 1 緑区社会福祉協議会との連携

- (1) 地区別支援チーム会議では、緑区役所とともに緑区社会福祉協議会と連携し情報共有を行い地域支援に努めます。
- (2) 緑区社会福祉協議会の主催する緑区移動支援事業者連絡会では、情報共有し相互の事業に関心をもって協力できるものは相互に行っています。フードドライブや介護体験希望者の受け入れにも協力していきます。また、合築施設のため、建物の運用など日常的に協力していきます。
- (4) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとっています。
- (5) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援しています。

#### 2 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行いより質の高いサービス提供に活かしています。広報紙などに医療情報をコラムに掲載していただきます。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法の情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めています。
- (3) 区役所・緑区内の地域包括支援センターと合同の地域包括支援センター多職種連携部会に参加し、円滑な在宅ケア体制づくりを目的に、緑区医師会の協力のもと設立された「在宅ケアみどりネットワーク」とも協働しながら、緑区内の医療機関及び介護サービス事業所との連携推進を図っていきます。
- (4) 近隣の総合病院の医療相談室のソーシャルワーカーや看護師とは、普段から密に連絡を取り合いながら、地域の方々の入退院時にも安心して病院と在宅の行き来ができるように支援していきます。

#### 3 他機関との連携

- (1) 緑区医師会在宅医療相談室主催等によるケアマネジャーや専門職が参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加し、情報の共有を図っています。
- (2) 地域の障害者の関係機関（基幹相談支援センターや生活支援センター、中途障害者地域活動センター）と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めています。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討して地域にフィードバックしていきます。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。

(5) 緑区在宅医療相談室と連携することで医療・介護のよりスムーズな関係を築いています。

#### 4 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会、地区社会福祉協議会定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っています。
- (2) 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者の情報共有を図っています。民生委員とケアマネジャーの交流会を行い、必要な時に必要な情報交換ができるよう関係づくりをしています。
- (3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化しています。

#### 5 他の地域ケアプラザとの連携

緑区内の連絡会、および法人内（横浜市内に20か所）の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めています。

また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。令和元年度には、エンディングノートの普及啓発を近隣の地域包括支援センターと共催で行いました。このような企画を今後も計画していきます。

毎年10月に行われる緑区民まつりでは、6か所の緑区内の地域ケアプラザとふじ寿か園の地域包括支援センターが協力して地域ケアプラザおよび地域包括支援センターの周知に努めています。

地域活動交流コーディネーター連絡会では地域活動交流事業を地域に周知するため、平成29年より「コーディネーターハウス（緑区の地域活動交流コーディネーターが地域活動交流事業とほとんどな取組かを啓発する活動）」を区役所イベントスペースで開催する取組を継続しています。

#### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、地域ケアプラザの指定管理者として必要と考える取組を具体的に記載してください。

中山地域ケアプラザは、4階建てのハーモニーみどりという建物の1階にあり、建物内には緑区社会福祉協議会、中山地区センター、緑区老人クラブ連合会、シルバー人材センター緑事務所、中山福祉機器支援センターなど多くの団体があります。それぞれの団体と市民利用施設としてよりよいサービスを目指し、毎月施設長会を行っています。

緑区社会福祉協議会は前述のとおり最も協力体制ができています。中山地区センターとは、共催で地域の方向けのクリスマスコンサートなどを実施しています。中山福祉機器支援センターやシルバー人材センター緑事務所とは、相談に来られた方の必要に応じて紹介し、また、「ちょこっと勉強会」の講師としても協力していただくなど連携しています。

年に一度の「ハーモニーみどりふれあいまつり」では全館で協力し、さらに地域の方たちとも連携してお祭りを実施することで関係を強化しています。平成30年度はハーモニーみどり開設20周年として、オープニングセレモニーやスタンプラリーを実施し、沢山の来場者に参加していただきました。

また、地域ケアプラザの子育て支援事業に参加している親子のほとんどが、中山地区センターのプレイルームを利用しています。その為、気になる親子がいる時は、職員で連携して見守りをしています。必要に応じて区役所こども家庭支援課へ報告をします。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### 1 基本理念

##### お客様の満足

- ・ お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

##### 人を大切にし 共に育ちあう企業風土

- ・ 職員一人ひとりが「人」として、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる法人を目指します。

##### 公正で透明感のある企業倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、平成27年に中期経営計画（平成27年度～令和元年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、次期計画は、現在策定中です。

#### 2 基本方針

- (1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指しています。
- (3) 在宅サービスでは、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、地域におけるご相談の窓口として地域ケアプラザの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の設置、そ

して、訪問介護や通所介護、地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）、福祉用具貸与・販売、また、医療対応が必要なお客様の対応として、訪問看護事業を実施しており、お客様のニーズにお応えする多様なサービス提供ができる体制の整備を図っています。

- (4) 施設サービスでは、特別養護老人ホームとして神奈川県下最大のベッド数である大型規模の老人ホームや養護老人ホームの運営、喀痰吸引等医療依存度の高い方の積極的受け入れや嚥下ショートステイ等、高い介護技術の提供ができるよう職員教育に力を注いでいます。
- (5) 職員こそが財産であり、「人財」と考えた育成をします。  
福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるように研鑽を積んでまいります。
- (6) 職員の心身の健康増進に努めています。  
平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、平成31年4月より「横浜健康経営認証クラスA」の承認を受けました。
- (7) 健全で安定した経営を行います。  
理事会を中心としたガバナンスを基にした経営を実行します。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。

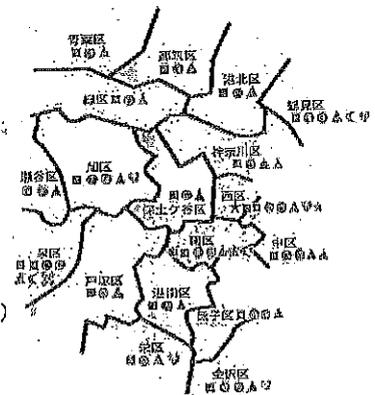


### 3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人横浜市ホームヘルプ協会として設立され、35年間にわたり、ホームヘルプサービス（訪問介護事業）のパイオニアとして歩むとともに、地域ケアプラザや老人ホームの運営など総合的な福祉の担い手として、幅広い福祉サービスの提供に取り組んでいます。

事業内容は訪問介護事業(27事業所)・訪問看護事業(5事業所)の他、地域ケアプラザ(20館)や特別養護老人ホーム(3館)の運営、小規模多機能型居宅介護(1事業所)、高齢者市営住宅等生活援助員派遣事業、福祉用具貸与・販売事業など、ここ横浜の地でお客である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、質の高いサービス提供に努め、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に地域の皆様とともに、様々な課題解決に取り組んでまいりました。

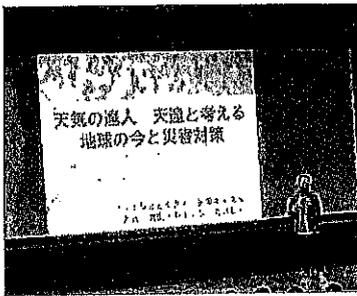
- ① 本部(★)
- ② 地域ケアプラザ(■) 20館
- ③ 訪問介護事務所(●)
- ④ 居宅介護支援事業所(▲) 27事業所
- ⑤ 老人ホーム(☼) 3館
- ⑥ 訪問看護(◎) 5事業所
- ⑦ 福祉用具事業所(○)
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護(※)



また、法人の基本の理念に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業にも力をいれてきました。

<研修例>



令和元年度一般公開講座  
「地球の今と災害対策」



介護技術研修の様子



介護職員初任者研修の様子

さらに大規模災害等における地域の福祉避難場所として迅速、的確に機能するよう事業所ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、災害時への備えを強化しています。

業務の透明性や、適正な事業運営を行えるよう、法人として各事業所をバックアップする本部体制も整えています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適正額を納付しています。なお、平成30年度分の消費税納税額は1,186万円です。

3 財政状況の健全性

平成30年度の収入総額は、129億余円でした。

また、制度融資以外の有利子負債は平成19年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と法人本部ビルの購入資金の一部（テナント部分相当分）のみで、計画に基づき返済しています。

平成30年度決算は、総資本回転率1.22回、流動比率221.5%、当座比率221.3%であり、財政状況は健全な状況です。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプ

プロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、平成30年度は事業資金積立金2億円、経営安定化基金3億8千万円の積み立てを行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。

財政面以外でも、35年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。当法人では安定したサービスを提供していくために、「人材育成ビジョン」および「人材育成計画（アクションプラン）」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としています。職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、深みのある人材育成を行っています。

#### 1 身分保障と待遇

職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上に繋がっています。また、法人内に職員の相談窓口を設置し改善を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気づくりに力を入れています。



インターンシップの様子

新採用者のために、当法人では採用前からのインターンシップ、独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かく確立させています。

#### 2 人員配置基準の遵守

当法人では計画的な人材採用や定期的な人事異動を行い、事業運営に支障がないように基準を遵守して、人員を配置しています。

地域ケアプラザにおいては、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置しています。また、有資格者配置においては、法人のスケールメリットを活かし、他部署等で経験を積んだ有資格者等を適切に配置してまいります。

#### 3 専門職や経験者配置の工夫

地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、地域福祉保健・地域医療の経験者を配置し、信頼と安心を得ています。

地域活動交流・生活支援コーディネーターの配置においては、法人として、介護・福祉資格を一定程度有している職員を、地域との関係性を重視し、配置しています。また、専門職の専門性

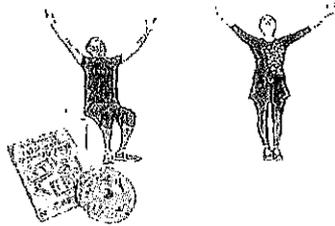
の追求と習得については、スケールメリットを活かし、20館の地域ケアプラザの職種別の専門職会議を行い、専門性を磨いています。

専門性を身に着けた職員にはスペシャリストとして管理職に当たる専任職制度を設け、その職種をリードする仕組みを設けています。

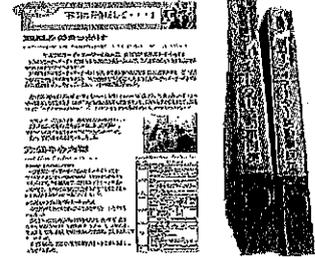
<専門性を活かした取り組み例>



スケールメリットを活かし、区を越え、法人内20館協働で子育て支援事業開催



オリジナル介護予防体操DVD製作。貸し出ししています。



生活支援コーディネーター事例集の作成

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためには、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視しています。また、新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに接遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供を行います。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。平成30年度の研修実績は、総実施件数45回(延べ実施回数100回)、延べ参加職員数は、2,985名となっています。

<研修センター研修実施状況>

<実施回数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	30	17	46	6	99	1	100
H30	33	21	33	12	99	1	100

<受講者数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	616	778	1,416	175	2,985	285	3,270
H30	750	830	1,182	193	2,955	150	3,105

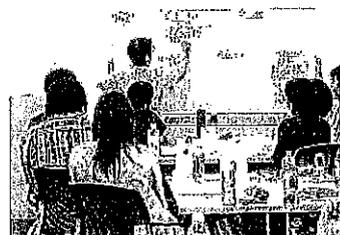
※ 事業所ごとの職場研修(H30):1,070回/受講者数(延べ)13,938人  
(H29):1,144回/受講者数(延べ)14,660人

(上) 当法人研修センター主催 研修実績

(右) 介護福祉士実務者研修の様子



(上) 採用時研修



その他、正規職員・パートともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など法人の研修センター主催による研修もあり、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

#### 4 施設の管理運営

##### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

##### 1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

##### 2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

##### 3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。

さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

##### 4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めています。

##### 5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

## 6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

#### 1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

#### 2 事故・急病への対応

##### (1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

##### (2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

### (3) 災害に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に避難所を運営することを想定した事前準備（職員の参集方法や日ごろの訓練等）や発災時の避難所運営について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### 災害時の対応

##### 1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

##### 2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

また、当法人では平成18年1月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

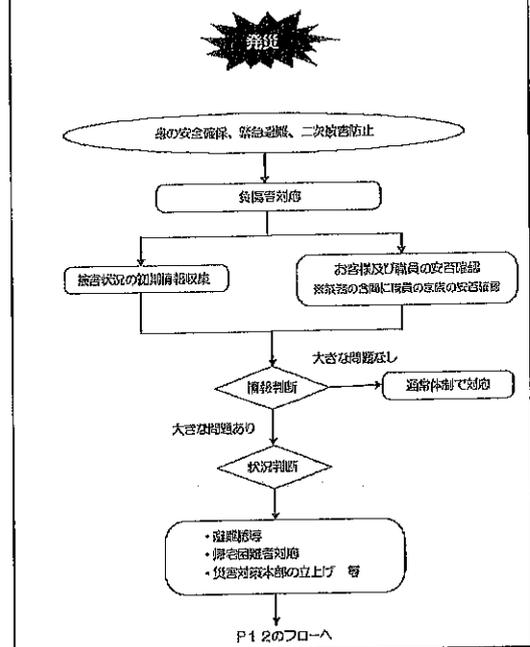
##### 3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

#### 3. 災害が発生したら…

##### (1) 緊急時の対応フロー



(上)「緊急時の対応フロー」  
事業継続計画より

#### イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客様や職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようなヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して公正・中立な対応を図るために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を記載してください。

##### コンプライアンスの徹底

- 1 地域の様々な事業者等のアセスメントに基づいた、それぞれのサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お客様お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートを行っています。
- 2 お客様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内のサービス事業者の連絡会を定期的に行っています。
- 3 法人本部にコンプライアンス推進課を設置し、法令の遵守等、業務の公正・透明性を高めています。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

##### 1 要望・苦情への対応

法人では「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な

限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。

## 2 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

## 3 「ご意見箱」の設置

地域ケアプラザでは「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにしています。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

## 4 アンケートの実施

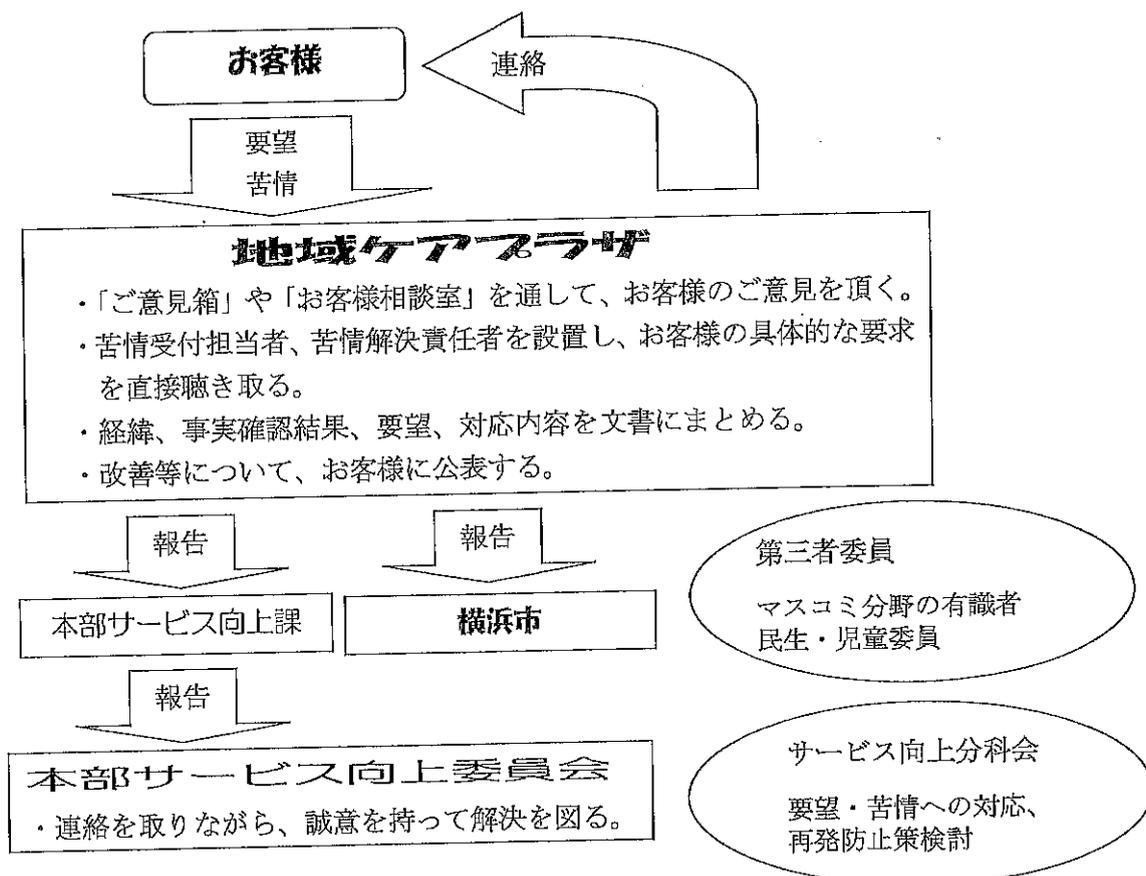
事業ごとにお客様アンケートを頂き、改善、発展につなげています。

## 5 「お客様相談室」の設置

お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置し、丁寧にお客様の声を受け止め、広く業務改善できるよう努めています。

## 6 サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が地域ケアプラザを訪問、モニタリング等により状況把握を行い、サービス向上の推進に努めています。



## 7 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえ、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### 1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取り扱いには意識をもって対応するよう具体的な取り扱いマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

##### (1) 個人情報保護規程の策定

当法人では横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を定め、各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

##### (2) 研修

全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区役所に提出するほか、法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所に設置しているセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しています。

さらに、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。

##### (3) 個人情報の取り扱い

ア 実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。

イ 個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行い、注意喚起内容をFAX前に張り出し、FAX送信の際は氏名等にマスキングをしています。

ウ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しています。

エ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

#### 2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務である

ことは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

#### (1) 情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

#### (2) 情報提供

法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、法人ホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

### 3 人権尊重への取組

法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。また、全職員を対象にした人権研修を年に1回、外部の講師を招いて実施し、各所属での伝達研修を徹底しています。高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点で人権研修の実施をしています。

#### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、3R\*、省エネルギーに努めています。

\* 3R：廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)

#### 1 ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(市が進める環境都市を目指した政策)の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

#### 2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

### 3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

### 4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中企業振興基本条例に基づいて執行します。

### 5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

### 6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。平成30年度の育児・介護休業の申請件数は、育児休業が38件、育児時短が18件、介護休業が4件となっています。

また、管理職（課長級以上）51名中、28名が女性であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人でもあります。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築についてどのように取り組むか、その考え方を記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、消費生活推進員、緑区老人クラブ連合会、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。各地域で行っているサロンなどの横の繋がりがもてるような交流の機会を企画していきます。
- 2 「みどりのわ・ささえ愛プラン（緑区地域福祉保健計画）」を通じて、地区社会福祉協議会や自治会、民生委員児童委員や緑区老人クラブ連合会等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。三保地区には、新たな地域の居場所ができて、今後はその運用をしていく段階にきています。場所の周知になるよう地域ケアプラザ主催事業の開催や、地域の方が利用しやすいしくみづくりを支援していきます。また、ひとつの講座をきっかけに地域のボランティアとしてデビューすることをサポートし、担い手育成の一環として行っていきます。
- 3 区役所・区内地域包括支援センター合同の地域包括支援センター多職種連携部会に参加し、円滑な在宅ケア体制づくりを目的に、緑区医師会の協力のもと設立された「在宅ケアみどりネットワーク」とも協働しながら、区内の医療機関及び介護保険事業所との連携推進を図っ

ています。また、緑区在宅医療相談室との連携を行いながら、医療・介護のネットワーク構築を図ります。

- 4 エリア内のケアマネジャー連絡会を開催し、ケアマネジャー同士の横のつながりの強化やケアマネジャーと地域の関係団体とのつながりが強くなるよう支援していきます。また主任ケアマネジャーの育成の一環として地域での介護保険説明に携わってもらえる機会を提供していきます。
- 5 乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、子育て支援連絡会に参加し、ネットワークを強化していきます。
- 6 近隣の中学校と連携し、福祉教育実習の受け入れや、職業講話の際は、地域活動交流コーディネーターの仕事疑似体験してもらうなど、楽しく学べる工夫をしています。
- 7 近隣の小学校との連携では、認知症サポーター養成講座を学校で行い、デイサービスで交流を図るなど、地域の子どもたちへの認知症について理解を深めています。また、パラリンピック競技の一種であるポッチャを通して障害理解にも力を入れていきます。
- 8 平成30年に緑区地域活動交流コーディネーター連絡会で作成した「福祉教育事例集」を緑区内の小学校・中学校・高校へ配布しています。オーダーの内容によっては複数の区内地域ケアプラザで協働し学校訪問をします。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供をどのように進めていくか、提供の機会や手法等の考え方を含めて記載してください。

様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報しています。相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応しています。

- 1 高齢に限らず、障害・子育てについての相談窓口として、まず話を聴き必要に応じてより専門性が必要な場合には専門機関に情報を繋げていきます。介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供しています。相談を受けるにあたり、基幹相談支援センターや緑区役所緑福祉保健センター高齢・障害支援課など専門職と連携をとりながら情報共有をします。
- 2 日頃よりサービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしています。時には医師や看護師に研修講師を依頼し、地域の方への疾病予防の啓発をしたり、ケアマネジャーの知識を深める機会にしています。
- 3 「みどり障がい児者支援ネットワーク会議」に出席し、障害分野のネットワーク強化に努め、連携を図っています。同時に地域ケアプラザの機能を知ってもらうことで、相互理解を図っています。
- 4 地域子育て支援拠点や子育て支援連絡会等と連携し、ネットワーク強化に努めます。

## ウ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 自主事業の企画検討に当たっては、緑区地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組めます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。区役所、緑区社会福祉協議会とは毎月地区支援チーム会議を行い、地域の課題が少しでも解決できるように検討していきます。
- 2 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援してまいります。
- 3 地域住民が地域課題を我がことと捉えてもらえるよう、調査部会へ参入を促す等、地域ケアプラザの視点を大切にしていきます。

## エ 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その期待される効果も含め具体的に記載してください。

### 1 施設稼働率目標及び利用促進の方針

利用率が低かった土曜・日曜・祝日について活用していただけるよう、子どもや一般成人、健康な高齢者を対象とした自主事業を計画するなど工夫しています。平成29年よりヨガ講座やコーヒーボランティア講座等を土曜日夕方、夜間に開催していることにより、稼働率が上がっています（多目的ホール：土曜夕方 平成28年度25%、平成29年度47%、平成30年度71%。土曜夜間 平成28年度2%、平成29年度22%、平成30年度29%。）。令和2年度以降も、働き世代向けの事業を実施することで、稼働率向上と地域ケアプラザの周知に努めます。

### 2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をします。

#### (1) ホームページ

- ア 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供します。
- イ 貸室の空き状況を地域ケアプラザ窓口およびホームページに週1回更新・掲載します。

#### (2) 広報紙やチラシの活用

- ア 地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等での説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（2,600部、年10回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っています。
- イ 地域ケアプラザの情報コーナー（1Fから2Fへの階段の踊り場の壁等）に、事業についてのポスターを設置、掲示しています。

ウ 近隣施設（区市民活動支援センター、緑スポーツセンター、コミュニティハウス等）や、近隣企業（スターバックス、とうきゅう等）、中山商店会にチラシを掲示していただいております、今後さらに連携先を拡大します。

エ 地域の催しや事業の際にも、広報紙や事業のチラシを配布することで、自治会町内会未加入者やホームページの閲覧環境にない方にも情報提供ができるよう努めました。事業の内容によって興味のある方へ情報が届きやすくなるよう、緑スポーツセンターや市民活動支援センター等、配架の協力依頼先を工夫しています。

### （3）イベントを活用した情報提供

区民まつりやハーモニーみどりふれあいまつり、京セラ夏祭り等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っています。

## オ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすために必要な各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

### 1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員、所長の6職種（以下「6職種」という）は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出・共有して、各職種が連携して支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

### 2 関連施設との連携、情報共有

- （1）自主事業の企画や講師選定などで、緑区内および法人内の地域ケアプラザや地区センター、市民活動支援センター等と情報交換に努めます。
- （2）各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- （3）各ネットワーク会議や地区別計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- （4）地域子育て支援拠点や学校、保育園等と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。
- （5）令和元年度は中山地区センターと共催で、ジャズコンサート、クリスマスコンサートを実施しています。合築施設のメリットを活かし、今後も連携していきます。

## カ 行政（区）との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区との連携について具体的な取組方策を記載してください。

- 1 緑区の区政運営方針「誰もが安心して暮らし続けられる緑区をめざして」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動しています。
- 2 緑区福祉保健センターとの協議により、第4期緑区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしています。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っています。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組方策を記載してください。

- 1 地域ケアプラザ登録団体に向け、年1回貸室利用説明会を開催し、皆が気持ち良く貸室を利用できるように支援しています。
- 2 貸室の空き状況を地域ケアプラザ窓口およびホームページに掲載することで団体の活動スケジュール管理がしやすくなったと好評を得ています。
- 3 夜間の貸室の稼働率が良い他の地域ケアプラザの情報収集をして体を動かすような健康増進につながる事業が人気であることがわかり次年度に向けて検討していきます。
- 4 地域ケアプラザ登録団体(団体Ⅰ、団体Ⅱ、団体Ⅳの無料団体)が希望した時間枠が地域ケアプラザの自主事業と重複した際は、事業終了後すぐから貸室を使っただけのように工夫する等、出来る限り団体の希望に添えるように調整しています。
- 5 福祉保健協力団体(団体Ⅱ)の年2回以上の福祉保健活動について相談に応じ、一緒に検討します。団体の普段の活動内容に沿った形で地域貢献できるような提案をします。

### イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### 1 情報収集

- (1) 法人で作成した地域アセスメントシートを用い、5職種で地域情報を共有していきます。
- (2) 各職種の担当者会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関する様々な情報や地域

の社会資源などについて、常に最新の情報を収集・把握するよう努めます。

- (3) 地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を直接聴ける機会に積極的に参加し、情報収集に努めます。
- (4) 自主事業参加者や、貸室利用団体等へアンケートを実施し、ニーズの把握・情報の収集に努めます。

## 2 情報提供

- (1) ケアプラザを利用している貸室利用団体の活動状況や、福祉保健に関する様々な事業に関する情報を、積極的に提供していきます。
- (2) 地域の方すべてに向けた広報紙を毎月作成し、事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。今後も、自治会町内会の回覧や、近隣施設への配架依頼、ホームページ掲載等誰もが、身近な場所で情報を入手できるよう努めます。
- (3) 事業参加者に自主事業やボランティア活動の周知を行うとともに、ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方、自治会町内会未加入者等にも活用していただけるよう工夫し、多くの方に中山地域ケアプラザの情報を提供していきます。
- (4) 地域行事、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、当事者団体等の地域活動に積極的に参加し、情報収集及び提供を行います。

## ウ 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

高齢者、障害児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開しています。なお、実施にあたっては地域グループ、地域のボランティア等の協力を積極的に呼びかけます。

### 1 子育て支援事業

「ちゃちゃちゃ広場」や「子育て広場」を毎月開催し、子育て世代の仲間づくりや情報交換の場の提供をしています。おもちゃや遊具を定期的に福祉保健協力団体が福祉保健活動の一環として掃除することで、衛生面や安全面でも安心して利用していただけます。

令和元年度は単発新規事業として、「父親育児支援講座パパの子育て123」を実施しています。受講した父親から交流のニーズが高いことがわかり、令和2年度から通年事業化します。

### 2 高齢者支援事業

幅広い世代が参加できる事業としてアコーディオンの演奏で歌う「歌声ハーモニー」を開催します。介護保険サービスを利用している方の受け入れも行い、ご家族とも相談をしながら継続的な参加につながるよう、ボランティアに見守りを依頼するなど協力して対応をします。また、平成30年12月に第100回を迎えたことを記念して、緑公会堂で行われた「歌声ひろば」

に出演し、参加者約 50 人で大きなステージで人前で歌うという良い思い出を共有することができました。

生活支援コーディネーターと協働で平成 29 年から異世代交流事業として、小学生と 65 歳以上の高齢者がペアになって作業所に納品する人形を作る「工作ボランティア」を年 2 回以上開催しています。

### 3 障害児者支援事業

地域活動ホーム「あおぞら」の利用者 20 名を対象に、紅茶ボランティアの協力を得て月 1 回「あおぞらカフェ」を実施しています。普段、街の喫茶店に行く機会があまりない利用者が、自分でお金を払ってお茶をゆっくり飲む、というカフェの雰囲気を楽しんでもらい、社会参加の機会になっています。

また、基幹相談支援センターと共催で障害者と地域住民が顔見知りになることを目的とした「あおぞらヨガ」を継続的に実施しています。こちらの事例を横浜市と横浜市社会福祉協議会等が作成する平成 30 年度改訂「コーディネーターハンドブック」に掲載し、市域で展開しています。コーディネーターが何に悩んでどう解決したか、わかりやすく説明し、他エリアでも活用してもらえるように工夫しています。

### 4 担い手発掘へ向けた事業

平成 29 年より、土曜日の夕方に男女別にヨガ講座を月 1 回ずつ開催しています。どちらも目標にしている定員を達成しており、参加者間の交流も図れています。特に若い男性参加者からは「仕事以外の人との繋がりが出来るのは良い」との声をよくいただきます。この講座に参加したことをきっかけに、ヨガボランティアやコーヒーボランティアとして地域で活躍されています。

また、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが共催し「ちょこっと勉強会」を平成 30 年は 5 回、令和元年は 3 回開催しています。講師を地域ケアプラザ協力医や、みどり障がい児者支援ネットワークのメンバー、近隣総合病院医師に依頼し、高度な知識をわかりやすく地域の方に提供しています。また、この講座をきっかけにボランティア活動に興味を持つ方もいます。今後も各ネットワークを活用し、様々なテーマで学べる機会を作っていきます。参加者の方々に、事業の目的を伝えるとともに、地域ケアプラザのパンフレット、広報紙、チラシ等を用いて可視化し、役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしています。

### 5 男性支援

父親育児支援講座、小学生と父親対象の「親子でそば打ち」、ヨガ講座、コーヒーボランティア講座等、普段地域ケアプラザに立ち寄る機会がない男性向けの講座を世代別に設けることによって、若い世代から切れ目ない繋がりを持つようにします。また、地域包括支援センター事業である「なかやま元気スクール」「おとこの介護」といった高齢男性向け事業へ繋げることで、孤立を防ぎます。特に「男のヨガ」は「男の“とっている所に、敷居が低く参加しやす

い」と初参加の方々に言われています。

## 6 地域連携事業

地域ケアプラザから遠い地区に関しては、地域の身近な相談窓口としての周知も兼ねて、三保地区社会福祉協議会と連携して「三保ミニデイ」を支援しています。また地域の新しい居場所として三保にできた「さんさんルーム1号館・2号館」の周知のためにベリーダンス講座を開催しています。

## 7 施設間連携事業

「ベリーダンスで地域を巡ろう！」の開催場所として地域活動ホーム「あおぞら」、重度重複障害者通所施設「みどりの家」の貸室を利用することで、参加者が障害施設を理解する機会をもちました。施設の利用者がその練習風景を見学することで、良い刺激になっています。

また、地域貢献活動としての地域食堂立ち上げの際は、民生委員児童委員向けに説明する機会を調整し、地区別計画推進策定委員会で周知する等の連携を図っています。

また、地域活動ホーム「あおぞら」利用者の合唱クラブの発表の機会を、デイサービスのレクリエーションの時間に設けています。良い交流の機会になると共に、地域活動ホーム「あおぞら」利用者のモチベーションアップに繋がっています。

## 8 自主活動化への取組

ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っています。今年度は「あおぞらヨガ」・「工作ボランティア」・ジャズコンサート等を実施しています。その中で、今年度はヨガサークル「YUKAヨーガ」の自主化を行いました。

「あおぞらヨガ」のボランティアとして年6回活動しています。

## 9 その他

自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと共有し解決に向けて協働しています。

## エ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

### 1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行っていきます。

## 2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容也多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の障害者施設やグループホーム等への支援も積極的に行っています。ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいきます。

### (1) 育成体制

- ア 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげていきます。また、地域での活動の場については、緑区社会福祉協議会と連携しながら、コーディネートを行っていきます。
- イ ボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を開催し、後方支援をしていきます。
- ウ ネットワーク形成として、年1回、日頃の活動への感謝を込め、ボランティア感謝会を開催しています。ただの茶話会ではなく、ボランティア活動のスキルアップに繋がる内容になるよう毎回趣向を凝らしていきます。
- エ 年1回コーヒーボランティア講座を開催し、メンバーの育成、仲間づくり・生きがいづくりの機会としています。コーヒーボランティアと紅茶ボランティアの両方がいるのは当地域ケアプラザの強みであり、ハーモニーみどりふれあいまつりやコーディネーターハウスでは合同でカフェを出店する等の協力をし合っています。

### (2) 活動環境整備

- ア ボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。中山地区センター共催のクリスマスコンサートへの出演や、デイサービスでの交流、地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行っています。
- イ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう説明会の情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけづくりを支援しています。緑区地域活動交流コーディネーター連絡会では、緑区版のチラシを作成し、地域ケアプラザで開催する説明会の情報を提供していきます。
- ウ デイサービスの敬老週間やクリスマス週間等のイベントに合わせて活動日を調整することで、活動する側も楽しめるように配慮しています。また、ボランティアの希望する活動内容によって、緑区社会福祉協議会のボランティアセンターに繋げるなどのコーディネートも行っています。
- エ 地域包括支援センターがグループホームの運営推進会議でコーヒーボランティアの希望がある旨を聞き取り、活動の場として繋がりが出来る等、所内連携をしています。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

- 1 各町別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。そのため、引き続き地域の各種会議への出席や地域活動へ足を運び、地域の方との関係性を築き、情報収集を行っていきます。
- 2 コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。また、担当エリアにある2つの商店街や、エリア内の介護保険サービス事業所に聞き取りを行い、生活支援サービス等の社会資源を把握します。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。
- 4 状況の把握が不足しているエリアについては、自治会町内会、民生委員児童委員、保健活動推進員、消費生活推進員の方など、自身の住んでいるエリアの特徴や状況を教えて頂くことのできる関係性を築き、地域の課題だけでなく人間関係や地域の力・魅力などを伺う機会の調整を行っていきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的な取組を記載してください。

- 1 地域の多様な主体による社会資源に関して、地域住民や専門職等様々な方との会話の中から、また自ら町を歩き情報を把握しています。
- 2 地域住民との共有については地域の団体や活動に足を運び、関係性の構築を行いながら、情報発信やその機会の相談を行っています。また、ケアマネジャー等の専門職に対し、地域包括支援センターと連携し、独自の社会資源リストを作成し配布するなど情報発信を行っています。
- 3 現在、横浜市の地域活動・サービスデータベースシステム（Ayamuシステム）の運用に伴い地域の活動情報をより広く収集しています。今後は、Ayamuシステムも活用しながら情報の共有を行っていきます。
- 4 中山エリアには、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）を活用し通所型の居場所を立ち上げた団体が3つあります。主体はNPO法人や一般社団法人で、地域にお住まいの方の居場所・繋がりづくり、介護予防に取り組んでいます。その活動の立ち上げや活動継続、周知のための支援を地域包括支援センター、地域活動交流コーディネーターと連携し行っています。また、地域住民やケアマネジャー向けの説明会や交流会、見学会等も行い、情報発信を行っています。今後も、地域の社会資源として活動が活発になっていくよう支援を継続していきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

平成 30 年度は包括レベルの地域ケア会議において「精神障害のある方との関わり」をテーマに行ったことで、地域住民への障害の理解を深め、地域課題への問題意識を持ってもらうことができました。

一方で、地域ケアプラザが作成した地域支援計画は運営協議会以外の場では住民と共有する機会を持つことができていないという現状があります。そのため、

- 1 地域ケアプラザ運営協議会等、定例の会議以外に地域住民と情報交換をする機会を意識的に設け、地域ケアプラザの地域支援計画についても住民へ説明し共有をします。
- 2 既存の活動との関わりを継続していくとともに、これまで関わる機会の少なかった住民や活動団体とも連携して地域づくりに取り組むことができるよう、関係性の構築ができるように積極的に働きかけます。
- 3 情報共有と関係性の構築を通じて、地域の皆様が必要とする取組が行えるように支援していきます。

#### エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

- 1 地域の活動に足を運び、地域の身近な居場所であるサロンの創出や運営の継続の支援を行っています。担い手や参加者の声から、課題を把握し共有していきます。地域ケアプラザとして、他のエリアでの取組事例の提供や周知の支援を行います。また、緑区社会福祉協議会や緑区役所等と連携し、助成金の情報提供を行っていきます。活動内容については地域資源やボランティアとの関係を結ぶお手伝いをし、活動の継続を支援します。また、内容に合わせて地域活動交流コーディネーターや地域包括支援センターと連携し講座の開催や、担い手育成のための講座を継続して行います。
- 2 地域の活動の創出・継続・発展のために、課題について地域と共有していく機会の調整を行っていきます。
- 3 サロン同士など、地域で活動している団体同士が繋がり、互いの活動について共有し課題について検討できるような機会の調整を行い、互いの活動の継続・発展につながるように調整を行っていきます。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センター職員が速やかに訪問し、対応しています。障害者支援や子育て支援についても総合的に相談を受け必要な時には専門機関へと引き継ぎます。
- 2 区役所や地域の関係者（民生委員児童委員等）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めていきます。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげていきます。
- 4 当地域ケアプラザの担当地域は、坂も多く交通手段が少ない地域もあるため、高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るよう、自治会館等の身近な場所で「出張相談会」を実施しています。単に相談だけだと気軽に来にくいと考え、ヨガ教室や健康体操などの事業と組合せて実施する工夫をしています。
- 5 地域ケアプラザから遠い地域や特に高齢化率の高い地域では、地域包括支援センター職員が町巡りなどを行い、実態把握や分析を法人の地域アセスメントシートを利用して所内の情報共有を行い、必要な取組につなげていきます。また、地域交流活動事業で来所した地域の方で気がかりな方がいた場合には、地域包括支援センター職員へ情報提供するなど6職種での記録の回覧や定期的な会議での情報共有を迅速に行います。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、地域の企業（横浜銀行や東急ストアなど）において「認知症サポーター養成講座」を開催しています。福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小中学校などに向けて講座の開催を働きかけ実施しています。キャラバンメイトの資格をお持ちの地域の方には、講座を開催する際に関わってもらっていますが、高齢化しているため、新たなキャラバンメイトの養成につながるよう認知症サポーター養成講座受講者の中からボランティアやキャラバンメイトにつながるよう働きかけていきます。また、認知症の方を理解することが難しい方が多い地域では、身近な問題として感じてもらうために、民生委員児童委員協議会で実際にあった事例を紹介しています。今後は地域のサロンや老人会等に出向いて普及啓発を行っていく予定です。

- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、早期の段階での認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が中山地域ケアプラザの地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会でも周知していきます。

#### ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待に関しては、民生委員やケアマネジャー、警察や区役所からの通報により虐待の発見につながるケースが多いため、民生委員やケアマネジャーが早い段階から相談しやすい関係づくりに取り組んでいきます。区役所や関係機関と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように地域包括支援センターの専門職間で連携し、専門的・継続的な視点から支援していきます。家族の介護負担軽減のために介護者の集いや介護者教室を定期的を開催し、必要な方を参加につなげ、介護者が孤立しないよう支援していきます。
- 2 8050問題といわれる中高年の引きこもりや身体的・経済的虐待が疑われるケースについては、区役所とも連携して早い段階から関わりを持つようにしていきます。そうすることで虐待防止や養護者支援につながると考え行動しています。精神障害がある方で親の介護にあたっているような方など継続的に関わる必要がある方には、関係性をつくり、毎日のように電話での傾聴をしています。
- 3 権利擁護事業や成年後見制度の利用が必要な方には、スムーズに制度利用につながるよう、手続きの説明を行い、必要な方には申し立ての支援を行います。地域の会合等でエンディングノートや遺言・相続に関連付けて講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を行っていきます。消費者被害防止のため、消費生活推進員と連携して地域の会合等で振り込め詐欺等について注意喚起をしていきます。

#### エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

##### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 地域のネットワークづくりのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応を行っています。民生委員・ケアマネジャー交流会を開催しネットワークづくりを支援していきます。また、生活支援コーディネーターと協力して横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の説明会・見学会を開催し、その他のインフォーマルサービス等もケアマネジャーに周知する機会を持ちます。
- 2 区役所や医師等専門家を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供しています。

- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討しています。
- 4 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをしています。
- 5 在宅医療連携拠点や緑区医師会の先生とも連携して地域の人材育成の一環として研修を行うなど医療・介護の連携に努めています。
- 6 エリア内の主任ケアマネジャーの育成の一環で地域での食事会などで介護保険制度について説明を担当してもらえるように地域と主任ケアマネジャーを繋げていきます。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 緑区在宅医療連携室の相談員、緑区医師会の医師、ケアマネジャーと地域包括支援センターの主任ケアマネジャーで、在宅で一人暮らしの方が誰にも看取られずに亡くなっていた場合の事例検討会を行い、まだ元気なうちに、亡くなっていた場合の対応方法について、確認していける仕組みづくりを関係者で検討していきます。
- 2 緑区医師会、区内の地域包括支援センター、区役所、区内介護保険事業所が連携して「在宅みどりねっとワーク」として研修や事例検討会を企画してエリア内の介護保険事業所人材育成支援をしていきます。

#### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議（年2～3回程度）を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、民生委員児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

個別レベルの地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、緑区社会福祉協議会等と協力して、包括レベルの地域ケア会議、さらには区レベルの地域ケア会議につなげていけるよう検討していきます。また地域の皆様とともに解決できる課題については個別に取り組んでいきます。

#### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

##### 1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応していきます。

### (1) 人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、市域、区域での研修会に年1回以上出席しています。

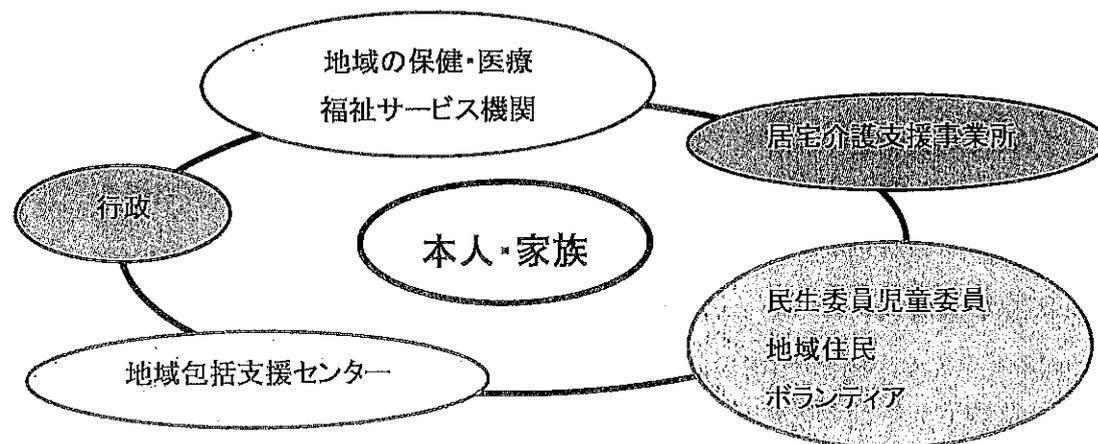
### (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、緑区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

### (3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な自立支援に基づいた適切な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っています。具体的には、初回訪問等に積極的に立会い、ケアマネジメントの支援を行い、サービス担当者会議、モニタリング、評価等を活用し、介護予防ケアプラン作成の継続的支援を行っています。

### 関係機関との連携図



### キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

#### 1 運営方針

65歳以上の高齢者を対象に、「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で生活が継続できるように「自立を支援する」「要介護状態になることをできるだけ防ぐ（遅らせる）」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

中山地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、支援活動および普及啓発活動を行っ

ています。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけでなく、普及啓発にも取り組んでいきます。

- (1) 地域の食事会や交流会、緑区老人クラブ連合会、地域ケアプラザの自主事業等の機会に対象となる高齢者の把握に努めていきます。
- (2) 民生委員児童委員、緑区老人クラブ連合会、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する高齢者の把握に努めていきます。

## 2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、虚弱高齢者に関する認識を高めていきます。
- (2) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催しています。
- (3) 区役所、緑区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、緑区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をしていきます。

## 3 介護予防事業の展開

- (1) ロコモティブシンドローム予防、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上等、介護予防に効果のある事業を実施していきます。
- (2) 活動場所まで行くことが出来ない、男性が参加しにくい、参加できる活動がない等、住民の意見を反映し、地域の自治会館、居場所等で介護予防講座を開催しています。男性が参加しやすく、継続的に活動できるよう、男性限定の介護予防講座を開催していきます。
- (3) 地域に根差した介護予防活動が継続できるよう、介護予防支援者に向けた研修会や連絡会を開催し活動支援をしています。

## 4 地域活動の支援

- (1) 地域アセスメントにより高齢者の介護予防に関する自主活動が少ないエリアでは、区役所と連携し元気づくりステーションの立ち上げを積極的に支援しています。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開しています。
- (3) エリア内のサロン等には支援者も含めた継続的活動ができるよう生活支援コーディネーターと連携し、支援していきます。
- (4) 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張して講座等を企画・実施して支援者育成にも努めていきます。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 「みどりのわ・ささえ愛（地域福祉保健計画）」を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に向けて協働しています。
- 2 令和元年度は地域ケア会議を年3回実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の抽出や解決に向けての方法を検討し共有しました。今後も地域包括ケアシステムの確立に向けてのひとつの手段として継続し、地域住民と協働していきます。
- 3 区役所、緑区内地域包括支援センター合同での地域包括支援センター多職種連携部会に参加し円滑な在宅ケア体制づくりを目的に、緑区医師会と協力のもと設立された「在宅ケアみどりネットワーク」とも協力しながら、緑区内医療機関及び介護サービス事業所の連携推進を図っていきます。
- 4 近隣の小学校や東急ストア、横浜銀行などと協力して認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を地域へ深める支援をしています。
- 5 エリア内の事業所のケアマネジャーの連絡会を開催し、地域に対する理解と民生委員児童委員等とも関係性を深めて事業所と地域の関係団体とのつながりの強化に努めています。
- 6 エリア内の事業所の主任ケアマネジャーの連絡会を開催し、主任ケアマネジャーとして地域支援、地域貢献の仕方を一緒に学び支援しています。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、指定介護予防支援事業者との連携について必要と考える取組について記載してください。

### 1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を活かし、地域包括支援センターとの連携を密にしながら、きめ細やかに個別対応をして支援困難ケースも受け入れています。全ケアマネジャーが毎週会議では、新規のお客様情報を共有し、各ケアマネジャー担当のお客様情報も把握し、担当者不在でも緊急時対応ができるようにしていきます。

また、お客様の相談に随時対応できるよう特定事業所として24時間相談体制としています。さらに、今年度は、他法人との連携で地域のケアマネジャーの質向上支援の一環としてインシデント事例検討会を企画し実施しました。このインシデント事例検討会とは、事例提供者からのインシデント（出来事）に対して質疑応答をしながら、事例の概要を明らかにし問題の解決と具体的な対応をしていく手法です。具体的な支援に結びつくだけでなく、短時間で検討会が開催でき

るためケアマネジャーには好評です。また、新人ケアマネジャーの実習の受け入れも積極的に行います。個別に年度ごとの研修計画を策定し、研修は各自計画に沿うように受講していきます。

#### (1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

#### (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、緑区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

#### (3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めていきます。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施していきます。
- ウ 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っていきます。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めていきます。
- カ 緑区ケアマネ連絡会で、地域包括支援センター主任ケアマネジャーが企画側の役割を担っていますので情報を速やか受けとり、研修受講など積極的に行います。

#### (4) 他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザにおける居宅介護支援事業所であることを踏まえ、他法人との連携で地域のケアマネジャーの質向上支援の一環としてインシデント事例検討会を企画し実施します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、中山地域ケアプラザにある認知症対応型通所介護を「認知デイさくら」と呼び、わかりやすく広報をしています。

(2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。

機能訓練指導員（看護師）がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自立した生活に結びつく機能訓練を個々にご用意します。また、胃ろう・ストマ・在宅酸素のお客様がいつまでも在宅生活を継続できるよう看護師をはじめ多職種と連携し支援を行っています。

ご家族の在宅での悩みを少しでも解決できるように、年に1～2回家族会を開催し、オムツの当て方のポイントや薬の飲み方・飲ませ方など専門業者に来てもらっての説明、またご家族同士で介護の苦労話などを相互にできる場として頂くなどの取組をしています。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。平成30年度は、延べ100回の研修に延べ2,985人が参加しました。

その他にも、事業所ごとに必要な知識習得のための研修を企画・実施しており、法人全体では、1,070回の研修を実施し、延べ13,938人の職員が参加しました（平成30年度実績）。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しています。

2 サービスメニューについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

ア 定期的に体力測定を行い、その間の機能訓練の効果を可視化することで、お客様が機能訓練に意欲的に取り組めるよう工夫しています。

イ 毎月のお客様・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用

時の写真の提供をして、ご家族にもわかりやすく報告書を作成しています。

## (2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。
- イ 手芸（編み物・裁縫等）、折り紙等の作品作りが活発で、できた作品は展示し12月の館内祭りで地域の皆様にもご紹介しています。
- ウ 地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- エ 通信カラオケ、健康麻雀、囲碁、将棋等の導入を行い、心身の健康維持に効果が得られています。
- オ はまちゃん体操やリズム体操等をプログラムに組み入れ、実施しています。
- カ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。中山地域ケアプラザでは栄養バランスだけでなく、お客様の嗜好やメニュー、食材選び、味付け等を行い、お客様に楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。ダイルーム横に厨房があるため、栄養バランスもよく、見た目の彩などにも配慮した温かい食事を毎回召し上がっていただけます。レクリエーションの一環として、おやつを定期的にご自身で調理、盛り付けをしていただくなどの機会を設けています。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費への配分などを踏まえた、適切な収支計画とするための考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

#### 1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業等、指定管理料を適切に支出しています。

#### 2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

- (1) 自主企画事業の開催に当たっては、その事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。
- (2) 通所介護・認知症対応型通所介護事業においては、食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、ご本人の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

2 運営費等を低額に抑える工夫

(1) 組織的な取組

- ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えています。
- イ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図っています。
- ウ 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

(2) 事務の効率化

地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めています。

(3) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(横浜市が進める環境都市を目指した政策プラン)の推進

ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れるとともに、節電、節水をこまめに行い、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用を励行しています。

(4) 省エネルギー対策

節水システムの導入及び、電気使用量の節減効果が見込める力率改善用コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることにより、光熱水費の削減を行っています。

あわせて、電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めています。また、不要な照明の消灯、使用していない事務用機器の電源を落として電力の節約を図っています。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### 1 地域活動交流事業

平成 30 年度は自主事業を延べ 92 件実施し、参加者は 2,419 人でした。多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアコーナー等の施設の利用は延べ 1,952 人で、ボランティア活動の参加者は団体活動 80 回、個人活動 732 回でした。これらの件数は過去 5 年間で増加しています。

様々な事業を企画、継続して運営していく中で計画的に自主化を支援し、その後も継続的にサポートを行いながら、地域の社会資源の創出を地域の皆様と一緒に行っていきます。

#### 2 地域包括支援センター事業

平成 30 年度は総合相談・訪問が延べ 3,456 件でした。相談件数を 5 年前と比較すると 500 件程度増加しています。今後も各関係機関と連携し、積極的な周知活動・出張相談等を行いながら、早期の相談、援助につなげていきます。

#### 3 生活支援体制整備事業

平成 30 年度は地域の皆様とともに、地域住民の新たな居場所「ほのぼの広場」の発足と継続の支援を行いました。また、サービス B の活動が平成 30 年 4 月～1 回、同年 10 月～1 回、平成 31 年度発足に向けての支援を行い、新たな通いの場が地域に根付くよう支援を行いました。多様な主体が行う地域の社会資源の創出や継続維持の支援を今後も行います。

#### 4 居宅介護支援事業

平成 30 年度は居宅介護支援のお客様は延べ 1,323 人、介護予防支援のお客様は延べ 250 人です。お客様がいつまでも住み慣れた地域で、ご自分らしく、自立した生活が送れるよう、質の高いケアマネジメントを提供しています。地域包括支援センターや通所介護サービスが同施設にあることで連携がとりやすく、状態変化も早めに察知し対応できます。

#### 5 通所介護事業

平成 30 年度の通所介護のお客様は延べ 7,140 人、第 1 号通所事業のお客様は延べ 1,594 人、合計 8,734 人です。認知ダイさくら（認知症対応型通所介護：平成 23 年度開設）のお客様は延べ 2,055 人でした。

これからもお客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供してまいります。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第3期指定管理期間における職員配置実績は以下の通りです。

職種	不在期間
地域活動交流コーディネーター	なし
地域包括支援センター 社会福祉士	平成28年9、10、11月(91日間) 平成29年5、6、9、10、11、12月、平成30年1、2、3月(273日間)
地域包括支援センター 主任ケアマネジャー	なし
地域包括支援センター 保健師	平成29年11、12月(61日間)
生活支援コーディネーター	なし

不在日数合計： 334日

合計配置日数： 7,665日

## 指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市中山地域ケアプラザ)

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	11,575,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	700,000
事業費(税込)	自主事業等にかかる経費(材料費、講師謝金等)	1,700,000
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	950,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	8,690,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△153,000
施設使用料相当額 ※2		△3,990,000
合 計		19,946,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	生活支援体制整備事業を実施するためにかかる経費	353,280
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	198,720
合 計		

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等の うち賃金水準スライド対象人件費)	32,250,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等の うち賃金水準スライド対象外人件費)	1,100,000
事業費 (税込)	材料費、講師謝金等、事業にかかる経費	1,684,000
事務費 (税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保 険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	660,000
管理費 (税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	2,310,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節 減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による 委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図り ます。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図 ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活 用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくた め、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△2,796,000
合 計		35,964,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	介護予防事業にかかる経費	154,000
合 計		154,000

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	19,946,000	19,946,000	19,946,000	19,946,000	19,946,000
		生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	35,964,000	35,964,000	35,964,000	35,964,000	35,964,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)					
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	18,388,896	18,480,840	18,573,244	18,666,110	18,759,440
		居宅介護支援 事業	25,912,944	26,042,508	26,172,720	26,303,583	26,435,100
		通所系サービ ス事業	122,922,511	124,766,348	126,637,843	128,537,410	130,465,471
	その他収入		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	収入合計(A)						
内 訳	人件費	158,900,963	161,109,686	163,349,110	165,619,662	167,921,775	
	事業費	9,594,646	9,728,011	9,863,230	10,000,328	10,139,332	
	事務費	31,766,803	32,208,361	32,656,057	33,109,976	33,570,204	
	管理費	23,236,695	23,559,685	23,887,164	24,219,195	24,555,841	
	消費税等	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
支出合計(B)		223,499,107	226,605,743	229,755,561	232,949,161	236,187,152	
収支(A-B)							

## 団体の概要

(令和2年1月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	( しゃかいふくしほうじん よこはましふくしさいびすきょうかい ) 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町6丁目31番地 6階			
設立年月日	平成9年1月14日			
沿革	<p>前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。</p>			
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（20館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様一人ひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防認知症対応型通所介護 ⑱介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑲第一号訪問事業 ⑳第一号通所事業 ㉑介護予防支援 ㉒介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉓居宅介護 ㉔重度訪問介護 ㉕移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p>			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	14,007,089,189	13,639,946,889	13,412,692,290
	総支出	13,881,513,750	13,624,858,272	13,413,882,693
	当期収支差額	125,575,439	15,088,617	△1,190,403
	次期繰越収支差額	3,638,575,138	3,545,593,350	3,276,924,691
連絡担当者	【所属】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		【氏名】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
	【電話】 045-227-1737		【FAX】 045-227-1701	
	【E-mail】 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
特記事項				